
成田市子どもの読書活動推進計画



平成16年6月

成田市教育委員会

成田市子どもの読書活動推進計画

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	国の動向	1
	(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の概要	1
	(2) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要	1
2	千葉県の動向	2
	(1) 計画推進の柱と施策の方向	2
	(2) 読書推進のための施策	2
第 2 章	子どもの読書活動推進のための方針	4
1	子どもの読書活動の意義	4
2	子どもの読書活動の現況	4
3	計画の柱	5
4	計画の期間	5
5	計画推進の柱と取組の方向	6
第 3 章	子どもの読書活動推進のための取組	8
1	家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ 機会の提供と充実	8
	(1) 家庭における子どもの読書活動	8
	(2) 市立図書館における子どもの読書活動	8
	(3) 保健福祉施設における子どもの読書活動	9
	(4) 学校等における子どもの読書活動	11
2	子どもの読書環境の整備・充実	13
	(1) 市立図書館児童サービス	13
	(2) 学校図書館の整備・充実	16
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等	19
	(1) 「子ども読書の日」等における事業の実施	19
	(2) 広報紙・誌による理解の促進	19
	(3) 各種情報の収集・提供	19
	(4) 推進体制の整備継続的な読書活動推進のための体制整備	20

第1章 はじめに

国は、平成11年8月、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。また、翌年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。

同法は、その第2条において、子どもの読書活動は、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を述べています。さらに、第3条及び第4条では、子どもの読書活動の推進に関する施策の策定及び実施が国・地方公共団体の責務として明記するとともに、第8条及び第9条では、国は、子どもの読書活動推進基本計画を、都道府県及び市町村はそれぞれ、子ども読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならないこととしています。

同法に基づき、平成14年8月、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定、公表され、さらに、平成15年3月には、千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」が策定、公表されました。

そこで、国・千葉県が策定したこれらの計画を基に、本市の実情等を踏まえながら、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進することを目指し、子どもの読書活動推進に関する施策を総合的に推進するために、「成田市子どもの読書活動推進計画」を策定するものです。

1 国の動向

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日 法律第154号)の概要

この法律は、目的、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の協力、保護者の役割、関係機関等との連携強化、子ども読書活動推進基本計画、都道府県子ども読書活動推進計画等、子ども読書の日、財政上の措置等の規定から成っています。

※参考資料Ⅰ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」参照

(2)「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)の概要

① 基本的方針

- ア 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- イ 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- ウ 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

② 子どもの読書活動の推進のための方策

- ア 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- イ 子ども読書活動を推進するための施設、設備その他諸条件の整備・充実
- ウ 図書館間協力等の推進
- エ 啓発広報等

③ 方策の効果的な推進に必要な事項

- ア 推進体制等
- イ 財政上の措置

※参考資料Ⅱ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」参照

2 千葉県動向(「千葉県子どもの読書活動推進計画」平成15年3月)の概要

(1) 計画推進の柱と施策の方向

- ① 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ② 子ども読書環境の整備・充実
- ③ 子ども読書活動に関する理解と関心の普及
- ④ 推進体制の整備

(2) 子どもの読書活動推進のための方策

- ① 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
 - ア 家庭における子どもの読書活動の推進
 - イ 図書館における子どもの読書活動の推進
 - ウ 公民館図書室や児童館などにおける子どもの読書活動の推進
 - エ 子ども文庫などNPOの活動に対する奨励
 - オ 学校等における子どもの読書活動の推進

- ② 子どもの読書環境の整備・充実
 - ア 地域における子どもの読書環境の整備
 - イ 県立図書館児童サービスの充実
 - ウ 学校図書館等の整備・充実
 - エ 図書館間協力等の推進
- ③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- ④ 推進体制の整備

※参考資料Ⅲ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」参照

第2章 子どもの読書活動推進のための方針

1 子どもの読書活動の意義

国際化・情報化・少子化等の進展に伴い、めまぐるしく変化している今日の社会情勢は、子どもの生活にも様々な影響を与えています。

そのような中で、子どもの活字離れ、読書離れが指摘されていますが、このような状況が進むと、豊かな人間形成の障害となり、社会に与える影響が大きいことも懸念されます。

子どもの豊かな心を育み、健やかに成長するためには、読書活動が必要不可欠であり、また、生涯にわたって様々な学習を積み重ね、豊かな人生を送っていくためにも読書はなくてはならないものです。一方、子どもたちが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりに配慮することが必要となります。

このように、子どもの心の健全な成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要であり、市を挙げて、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動の現況

子どもたちを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ、ゲームその他の映像・情報メディアの浸透、生活のスタイルの変化などにより、大きく変わっています。このような生活環境の変化から、子どもたちの興味や関心が多様化し、読書離れ・活字離れが急速に進みつつあり、その影響から、子どもたちの言語能力の低下、表現力の低下、言葉の乱れなどがみられると指摘されています。

本市における子どもの読書活動の状況を見ると、平成15年度の成田市における各学校図書館の総貸出し数から割り出した1年間の一人あたりの平均貸出し数は、小学生29.8冊、中学生8.7冊です。多くの学校で総貸出し数は増加の傾向にあります。

3 計画の柱

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本的方針として、

- (1)子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- (2)家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

の3項目が示されました。

また、千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」では、

- (1)家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2)子どもの読書環境の整備・充実
- (3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- (4)推進体制の整備

が計画推進の柱とされています。

本市では、このような国の基本的方針や千葉県の計画推進の柱等を基に、本市の実情等を踏まえながら、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように計画の柱を設定します。

- ①家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ②子どもの読書環境の整備・充実
- ③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

4 計画の期間

平成16年度からおおむね5カ年とします。

5 計画推進の柱と取組の方向

——取組の体系——

子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり

1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 市立図書館における子どもの読書活動の推進
- 3 保健福祉施設における子どもの読書活動の推進
- 4 学校等における子どもの読書活動の推進

2 子どもの読書環境の整備・充実

- 1 市立図書館児童サービスの充実
- 2 学校図書館の整備・充実

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

- 1 「子ども読書の日」等における事業の実施
- 2 広報紙・誌による理解の促進
- 3 各種情報の収集・提供
- 4 推進体制の整備（継続的な読書活動推進のための体制整備）

- ・ 児童生徒の読書習慣の確立／読書指導の充実
- ・ 幼稚園や保育所(園)における子どもの読書活動の推進
- ・ 障害のある子どもの読書活動の推進
- ・ 学校関係者の意識高揚
- ・ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ・ 児童資料の充実
- ・ 児童に対する直接サービスの充実
- ・ 調べ学習や総合的な学習の時間等への対応
- ・ 職員を対象とした研修の充実
- ・ 市立図書館蔵書検索の充実

- ・ 学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実
- ・ 学校図書館の情報化
- ・ 学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築
- ・ 学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進
- ・ 学校図書館関係者を対象とした研修の充実

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うためには、乳幼児期から読書に親しむことが肝要です。それには、大人達が子どもに言葉をかけたり、自らが本に親しむ等、環境づくりに配慮することが必要であり、また、家庭においてできる限り本の「読み聞かせ」や「おはなし」を継続して行うことも大切です。

このため、生涯学習や家庭教育に関する講座、研修会あるいは、子育て支援のための講座など様々な機会を通じて、子どもへの「読み聞かせ」や「おはなし」や読書の重要性について、保護者の理解が得られるよう働きかけることが大切です。

また、家庭からもインターネットを利用して、市立図書館のホームページから、「おはなし会」や行事等の様々な情報の提供ができるように努めてきました。

今後とも、「おはなし会」等の積極的な活用を促すとともに、保護者の理解が得られるよう働きかけることが必要になっています。

【推進に向けての取組】

市立図書館や学校・幼稚園・保育所（園）を通して、「読み聞かせ」・「おはなし」や読書の重要性について、保護者に働きかけていきます。

また、子育て支援ネットワーク充実事業の子育て学習講座や思春期子育て講座等において、「読み聞かせ」・「おはなし」の大切さ等についての理解の充実に努めます。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館は、子どもにとって読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできる場所です。また、保護者にとっては、豊かな

蔵書の中から、子どものために本を選んだり、本を読んであげたり、一緒に読書をするのできる場所です。

市立図書館では、ブックスタート事業として、親子で本に親しむ「はじめてであう本コーナー」を平成13年3月に設置しました。

また、開館直後の昭和59年から図書館内の「おはなし室」で、毎週土曜日の午後と3月の春休み期間中に「おはなし会」を、さらに平成15年度からは、0・1歳児及びその保護者を対象とした「おはなし会」を開催しています。

「土曜日のおはなし会」の参加者に多少の変動が見られますが、平成15年度の1回あたりの参加者数は13名ほどと根強い人気を得ています。(参考資料Ⅳ-5-(1) 土曜日おはなし会)

「はるやすみおはなし会」の参加者数も近年、多くなっています。(参考資料Ⅳ-5-(2) はるやすみおはなし会)

このように「おはなし会」は、子どもが本に親しむ第一段階として大変重要になっています。

【推進に向けての取組】

「おはなし会」は、子どもの読書活動の推進の一環として大変重要であり、ボランティアサークル等の協力を得ながら、さらに内容の充実を図ります。

また、読み聞かせの出来るボランティアを養成し、開催回数を増やすなど引き続き内容の充実を図ります。

また、子どもに薦めたい本のリストの作成・配布及び本の展示等は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていますので、今後とも、これらの事業を通して子どもの読書活動を多方面に支援します。

(3) 保健福祉施設における子どもの読書活動の推進

子どもから高齢者まで、幅広い多くの市民の総合的な保健福祉に関する事業を推進するため、平成14年7月に開館した成田市保健福祉館内に子育て支援事業のひとつ「子どもと保護者がいつでも自由に遊べる場」として、「ちびっこ広場」を設置しました。

「ちびっこ広場」では、読書に親しみを持ってもらうための方策の一つとして、月に2回(第2、第4水曜日)お話ボランティアによる乳

幼児とその保護者に絵本や紙芝居の「読み聞かせ」を行っています。一方、ブックスタート事業の一環として、館内に設置した情報コーナーに絵本をそなえてその活用も図られ、子どもが読書に親しむ契機となっています。

また、「読み聞かせ」は、子どもが本に親しむための手段として「おはなし会」と同様に重要であると位置付けて、保健福祉施設における子どもの読書活動の支援を様々な機会を捉えて取り組んでいきます。

※【ブックスタートとは】

ブックスタートは、1992年、英国の第2の都市であるバーミンガムで始まりました。

英国では、ブックスタートが読書推進運動という枠に留まらず、子どもの育つ環境を豊かにする運動であると捉えられたため、乳幼児保健の専門家などが関わり、社会的に広い支援を受け入れる運動として発展しました。

また、英国では、移民の増加により識字率の低下が大きな社会問題となっていたため、当初はブックスタートと識字率の向上の関係が大きな注目を集めていましたが、現在ではこの点よりも「楽しさを共有すること」が目的だと理解されてきています。運動は英国全土の87%の地域に広がっており、各地の取組の成功は、運動に関わる図書館員や保健師の「子どもに健やかに育てて欲しい」というボランティア的な意識が非常に大きいと報告されています。

【推進に向けての取組】

子どもの読書についての理解が得られるよう保護者に働きかけることが大切です。そこで、乳幼児健康診断等の子どもと保護者が集まる機会を利用して、ボランティアが絵本の選び方の指導や読み聞かせをし、子どもの読書活動の推進に努めます。また、家庭教育や子育て支援のための講座等を通じて、家庭や地域での読み聞かせや子どもが読書を楽しむ時間を持つ意義についての理解の促進に努めます。

さらに、平成16年度から、10カ月児育児相談時（月1回）に、地区保健推進員による絵本の紹介を行っています。

(4) 学校等における子どもの読書活動の推進

平成14年度より新教育課程が完全実施され、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むために様々な取組が行われています。各学校では、子どもの「確かな学力」の向上と「豊かな心」の育成を目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開してまいります。

このような中で、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであり、学校において読書習慣を身に付けさせ、読書活動を推進することは、子どもの健やかな成長を促し、「生きる力」を育むためにも大変重要です。

【推進に向けての取組】

○児童生徒の読書習慣の確立／読書指導の充実

読書活動の推進を図る上で、小・中学校において児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることは大変重要です。

このため、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の活用を図るとともに読書に親しむ態度の育成に努めます。また、読書活動の推進や「朝の読書活動」などの校内一斉読書（参考資料V・5 校内一斉読書活動の状況 参考資料V・6 校内一斉読書の年度別実施状況）を推進してまいります。

また、必読書・推薦図書等を定めている学校もあります。（参考資料V・7 必読書・推薦図書等の状況）今後とも、各学校において学校図書館だよりの発行や図書選定委員会等を設置し、必読書・推薦図書の選定等を行うなど、読書に対する啓発を推進してまいります。

さらに、学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を推進し、読み聞かせに使用した本や同系列本を紹介したり、読書月間、読書週間を設定するなど本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図ってまいります。

○幼稚園や保育所(園)における子どもの読書活動の推進

絵本や童話の言葉の楽しさ、美しさ、内容のおもしろさなどにふれることがその後の読書の基礎となる言葉の力を育むことから、幼稚園や

保育所（園）においては絵本や童話などの読み聞かせを通して、イメージを豊かにし、想像して楽しむ経験を豊かにすることが大切です。

そのために、子どもや保護者が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行います。また、市内の保育園では日々の保育の中で、乳児の時から保育士による「読み聞かせ」等で、絵本に親しむ機会を設けております。さらに、異年齢交流において小・中学生が、幼稚園児や保育所（園）児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等にふれる機会の拡充に努めます。

あわせて、幼稚園や保育所（園）で行っている未就園児を対象とした「おはなし会」や園開放においても、保護者等に対して、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及し、理解と協力を得るように努めます。

○障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、各学校では障害の種別や程度に応じた選書や読書環境の工夫、読書時間の設定、視聴覚機材の活用、学校支援ボランティア・教職員・図書館司書による「読み聞かせ」や「ブックトーク」の実施等に努め、読書活動の推進を図ります。

また、市立図書館では、朗読ボランティア・点字ボランティアの協力により、本を朗読してカセットテープに吹き込んだ「録音図書」を作成し、来館が困難な方に宅配サービスを行うなど、引き続きサービスの充実に努めます。

※【ブックトークとは】

特定のテーマに沿った何冊かの本を順序よく紹介することであり、あらすじを語ったり、本の一部を見せるなどして、読書への興味を喚起させることを言います。

○学校関係者の意識高揚

これまでの読書活動への取組は、教員一人ひとりの意識・関心によるところが大でした。読み聞かせや朝の読書などの取組も広がってきていますが、教員の読書に対する意識を一層高めていくことが求められています。

市内全校への学校図書館司書の配置や司書教諭の発令、校内一斉の読

書活動の広がり、教科や総合的な学習の時間等における調べ学習等により、教員の読書に対する意識も高まってきていますが、さらに、司書教諭・学校図書館司書を中心として校内の読み聞かせ会の充実を図り、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策等について情報交換や研究協議を積極的に行い、司書教諭をはじめとする教職員の意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の自主的な読書活動の推進、学校図書館の一層の活用を図るため、司書教諭を中心として学校全体、教職員全員で取り組む校内体制づくりを推進します。

さらに、子ども読書の発展につながる研修会への参加を促し、教職員の指導力の向上を図り、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

※【司書教諭とは】

学校図書館の運営・活用についての職務（図書資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等）を行う教諭のことです。司書教諭講習を修了した教諭の中から発令し、12学級以上の学校に置かなければならないこととされています。

○家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくために、学校が家庭・地域と連携して積極的に読書活動を推進します。

学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を積極的に取り入れ、各学校が家庭・地域と連携して地域人材の活用を図るとともに、家庭での読書活動の習慣化について積極的に啓発に努めます。

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 市立図書館児童サービスの充実

市立図書館では、子どもの読書活動への支援のために、昭和59年の開館まもなく開始した「おはなし会」に代表されるような様々なサービスを行っています。

また、ブックスタート事業の始まりを受けて、平成13年3月に設置した「はじめてであう本コーナー」をはじめ、テーマ展示やブックリス

トの発行等を行ってきました。これらは、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

さらに、調べもの学習の援助を電話・文書・電子メールでも行うレファレンスサービスのほか、職員が直接子どもに本の紹介や、児童資料の提供等、児童サービスの充実を図っています。

公民館等に併設されている図書館分館は、地域における中心的な読書活動施設となっています。今後は、各分館に「はじめてであう本コーナー」を設置し、分館におけるサービス体制の強化を図り、子どもと本を結びつけるための環境の整備・充実を図ります。

また、子どもが読書に関心を示すきっかけ作りとなるような支援体制を含めた読書環境の整備・充実を図っています。

子どもの読書の推進に努めるために、16年度は、「こどもの日」の5月5日の祝日を臨時開館しました。今後とも開館について検討を進めます。

※【レファレンスサービスとは】

何らかの情報を求めている利用者に対して、情報又は情報源を提供・指示するサービスをいいます。

【充実に向けての取組】

○児童資料の充実

調べ学習や読み聞かせ等に利用されている図書館の児童資料は、あらゆる分野において充実することが望まれます。

市立図書館の平成5年度における児童書の蔵書冊数は166千冊（参考資料Ⅳ・4蔵書状況）でしたが、10年後の平成15年度では233千冊の蔵書冊数となり、67千冊、1.4倍の増冊となっています。

なお、増冊内訳の主な分野は、蔵書冊数で比較すると、絵本で28千冊、文学で17千冊、芸術で2千冊となっています。増冊率の高いものでは、産業の2.3倍、社会科学で1.9倍、技術・芸術・言語・絵本で1.5倍となっています。

市立図書館の児童書の蔵書冊数は233千冊で、千葉市(389千冊)、柏市(272千冊)に次いで県内第3位です。ちなみに、人口1人当たりの蔵書数は7.56冊で、光町(16.32冊)、白井市(8.63冊)、袖ヶ浦市(8.60

冊)に次いで県内第4位となっています。(「千葉県の図書館」平成15年度版より)。今後とも更に、児童資料の整備、充実に努めます。

児童書のリクエスト状況(参考資料Ⅳ・3児童書リクエスト処理状況)を見みると、リクエスト資料の90%以上を所蔵資料で対応できているのも充実のあらわれと考えられます。

また、収集した資料の紹介を積極的に行っています。特に子どもの場合、書棚に並ぶたくさんの中から、幅広く本を選ぶことが難しいので、ブックリストやテーマ展示による本の紹介が必要です。市立図書館では、新1年生向けブックリスト「ばんざいいちねんせい」の各校への配布、夏休み向けの推薦図書リスト「いいほんみつけた」(小学校1・2年、3・4年、5・6年、中学生)の発行、年間6回行うテーマ展示、季節や行事などにちなんだ資料の展示などを通じ、常に子どもと本を結びつけるきっかけを提供しています。

今後とも引き続き、乳幼児向け資料をはじめとする年齢に応じた資料の収集と紹介の充実に努めます。

さらに、国際都市成田にふさわしく、外国語絵本(英語・ドイツ語・フランス語・ポルトガル語・韓国語・中国語)や、国際理解教育に関する資料の収集に努めます。

○児童に対する直接サービスの充実

児童に対するサービスは、児童書の選定、児童コーナーの整備、児童書に関する相談、おはなし会の運営など、全般にわたり開館当初から行っています。

特に、児童に対する直接サービスとしては、毎週土曜日の午後3時から児童コーナーの「おはなし室」で、絵本・紙芝居の「読み聞かせ」や「素ばなし」を行っています。

また、1年生から4年生までの児童を対象に、平成5年から開始したボランティアの方と図書館司書による「学校訪問おはなし会」は、年々、依頼が増加しております。平成15年度は、小学校20校のうち17校101学級で実施しています。今後は、5年生以上を含めた全学年を対象にした「学校訪問おはなし会」の実施を研究してまいります。

昭和63年度から開始した「学校訪問貸出し」は、図書館から遠い地域の小学校(三里塚・本城・遠山)へ、8月を除く毎月1回学校の休み

時間や下校時間に合わせて訪問し、児童に本の貸出しを行っています。なお、学校訪問貸出しについては、今後の在り方について検討を進めます。

平成17年度には三里塚複合施設内に、市立図書館の分館としての機能を持たせた図書室が開設されます。この施設内には、子育て支援施設の設置が計画されていることから、市内の他の分館より児童向けの図書を増やし、地域における子ども読書活動の推進を図ります。

○調べ学習や総合的な学習の時間等への対応

平成14年4月に「総合的な学習の時間」が始まって以来、様々なテーマを調べるために来館する子どもが増えてきました。テーマに沿った資料を自分で探し出し、結果をまとめるという作業は、時間もかかり、子どもたちにとって容易ではありません。

市立図書館では、こうした子供たちに対し、辞典類の使い方、目次や索引の見方等を指導し、与えられたテーマは広い視野で捉え、複数の資料から回答を導き出せるような方法の助言に努めます。

今後は、各学校との情報交換等を行い連携を図り、調べ学習において市立図書館が有効に利用されるよう努めます。

○職員を対象とした研修の充実

市立図書館職員の資質向上のための研修会に、司書を積極的に参加させ、意識高揚を図ります。

また、市立図書館司書、司書教諭、学校図書館司書が合同で開催する同研修会は、子どもの読書活動を他方面から支援できるよう連絡、連携を図る必要からも、研修の充実に努めます。

○市立図書館蔵書検索の充実

市立図書館は、利用者用検索端末を18台、利用者用インターネット端末を4台、CD-ROM用端末を1台設置し、様々なデータの検索に供しています。また、蔵書データ等は、ホームページによる情報の提供に努めています。今後とも、子どもが求めている本に自らたどり着けるよう、蔵書検索システムの一層の充実に努めます。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や児童生徒に対する読書指導の場であり、児童生徒の知的活動を増進し、興味や関心等を引き起こす「資料センター」としての機能を果たすとともに、自発的・主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を担うことが求められます。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において多様な学習活動が展開されるためには、学校図書館が学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

【整備・充実に向けての取組】

○学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実

学校図書館が「資料センター」「学習・情報センター」「読書センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境の整備や児童生徒の多様な興味や関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実することが必要です。

本市の学校図書整備予算は県内でも上位になっています。(参考資料V・2 図書購入費の状況)

市立図書館の協力・支援を得て、子どもの発達段階に応じた図書の選書や整備を進めるなど、今後とも図書資料の着実な整備・充実を進めます。

施設面においては、市内小・中学校の全学校図書館に冷暖房が完備されています。今後とも児童生徒が快適に読書活動を行うことができるような環境の整備に努めます。

○学校図書館の情報化

学校図書館の情報化に向けて、中学校では平成13年度、小学校では平成14年度に書誌情報データ(バーコード)の整備が完了したところであり、校内LANの整備(参考資料V・9 校内LANの整備)完了後に、学校図書館コンピュータシステムの導入を進めます。これにより、蔵書検索、図書の貸出し・返却、利用者管理等が迅速かつ効率的に行えるようになります。

さらに、今後、学校図書館ネットワークシステムを構築し、他校の蔵

書検索ができるようにするとともに、市立図書館とのネットワーク化を図り、学校図書館から市立図書館の蔵書確認がより早くできるようにするなどの利便性の向上を図ります。

○学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築

市立図書館や学校図書館のネットワークを構築し、これを利活用した蔵書の共同利用化や必要な図書を超えた相互利用による蔵書・図書の有効活用を推進するため、学校と学校、学校と市立図書館の間における図書資料の配送方法等、配送サービスの構築に関する調査・検討を行います。

○学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進

学校図書館は、教育課程の円滑な実施を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターの機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を有しています。

司書教諭は、これらの、学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の読書活動を推進していく上で中核的役割を果たすものであり、平成15年4月から市内各学校に発令しています。(参考資料V・3・(2) 司書教諭の状況)

また、学校図書館の円滑な運営と読書活動推進のために本市独自の事業として「学校図書館司書配置事業」を実施しています。本事業は、平成6年度に2名の配置から開始して順次拡充を図り、平成15年4月からは28名の配置として学校図書館司書をすべての小・中学校に各校専任で週3日以上配置するという県内でも進歩的な取り組みとなっています。(参考資料V・3・(1) 学校図書館司書の状況)

今後とも司書教諭の発令、学校図書館司書の整備・充実に努めるとともに、各学校では司書教諭・学校図書館司書のみならず、全ての教職員の連携・協力のもとに学校図書館の活用の充実を図ります。

○学校図書館関係者を対象とした研修の充実

学校図書館は、児童生徒にとって読書の楽しみを知り、本を通して自由に知識を得ることができるところであり、司書教諭や学校図書館司書は、今後とも児童生徒の読書活動を積極的に支援していくことが求めら

れます。そのためには、本の選定、本に関する相談など広範な知識が必要となります。

そこで、本市では、司書の役割や情報交換などを内容とする研修会を開催しています。(参考資料V・4研修の状況)特に、市立図書館司書と合同で行う研修会は、お互いに理解を深めるとともに図書館の運営に大いに役立っています。

これらの研修会については、学校図書館司書の資質向上に十分な役割を果たすことが期待できますので、今後とも充実に努めます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

(1) 「子ども読書の日」等における事業の実施

「子どもの読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

そこで、本市としては、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい「おはなし会」や「絵本の展示」等の実施に努めます。

(2) 広報紙・誌による理解の促進

市立図書館では、館報「紙ふうせん」の発刊以来、随時、子どもの読書に関する特集を組み、一般利用者に対し、図書館における児童サービスの取組や、子どもと本とを結び付けることの意義等について啓発に努めてきました。

また、各学校においても「図書室だより」等を通じ、保護者に対して子どもの読書の重要性の啓発に努めています。

今後とも、これらの広報誌・誌等を通じて、保護者等に対する「子どもの読書の楽しさと重要性について」の理解の促進に努めます。

(3) 各種情報の収集・提供

市立図書館の蔵書には、児童書の研究書や児童サービスに関する研究書、学校や家庭における読書推進に関する資料も多数あります。これらは、子どもの読書推進の動きが高まるにつれ、児童書そのものの充実とあわせて強化していく必要があります。なお、「子ども読書の日」には、これらの

一部を特設展示しています。

また、新聞・雑誌記事等をインターネットやCD-ROMを利用しての検索、子どもの読書に関する情報をいち早く提供することもできます。今後とも、生涯学習情報の一環として、子どもの読書活動に関する情報を、幅広く収集するとともに、速やかな提供に努めます。

(4) 推進体制の整備(継続的な読書活動推進のための体制整備)

本計画を効果的に推進するため、教育委員会が中心となり、関係機関、団体等の連携・協力関係をさらに強化し、家庭、学校、地域が一体となった取組を進めます。

また、今後とも読書活動推進に関する情報の収集、提供に努めるとともに、図書館協議会等に報告するなど、読書活動の推進体制の整備に努めます。

参 考 资 料

目 次

I	子どもの読書活動の推進に関する法律	1
II	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)	4
III	千葉県子どもの読書活動推進計画	1 3
IV	市立図書館の状況	
1	本館・分館の設置状況	2 3
2	利用状況	2 3
3	児童書リクエスト処理状況	2 3
4	蔵書状況	2 4
5	おはなし会の状況	2 4
(1)	土曜日おはなし会	2 4
(2)	はるやすみおはなし会	2 4
(3)	学校訪問おはなし会	2 5
6	学校訪問貸出	2 5
7	研修会の状況	2 5
V	学校図書館の状況	
1	小・中学校図書館蔵書状況	2 6
2	図書購入費の状況	2 7
3	司書の雇用状況	2 7
(1)	学校図書館司書の状況	2 7
(2)	司書教諭の状況	2 8
4	司書研修への参加対象の状況(平成15年度)	2 8
5	校内一斉読書活動の状況(平成15年度)	2 9
6	校内一斉読書の年度別実施状況(実施校数)	2 9
7	必読書・推薦図書等の状況(平成14年度)	3 0
8	市立図書館との連携状況(平成14年度)	3 1
9	校内LANの整備(整備校数)	3 1

VI 施策・事業の一覧

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 3 2
 - (1)子どもが読書に親しむ機会の充実 3 2
- 2 子どもの読書環境の整備・充実 3 3
 - (1) 子どもが読書に親しめる環境づくりの推進 3 3
 - (2) 読書活動を推進する人材の育成と大人への相談活動の充実 3 3
- 3 子どもの読書活動に関する理解と感心の普及 3 4
 - (1) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発活動 3 4

VII 成田市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱 3 5

- ※ 成田市立図書館協議会委員・成田市子ども読書活動推進計
画策定委員会・成田市子ども読書活動推進計画策定検討ワ
ーキングチームの名簿 3 6

I 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 164 号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定する

よう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもへの参加については、その自主性を尊重すること。

子ども読書年に関する決議

(衆議院)

わが国をはじめ世界71か国の元首、首脳が国際連合の「子どものための世界サミット」に集い、「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから、やがて10年が経過する。しかし、この誓いが、いまだ十分に果たされていないことは、世界の子どもたちの現状を見れば明らかであり、わが国はもとより、

国際間のさらなる努力が求められている。

わが国は、平成12年（西暦2000年）5月5日の「子どもの日」に、ひろく世界の子ども文化に貢献し得る国立の国際子ども図書館を開館する。

本とふれあうことによって、子どもたちは、言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。

政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成12年（西暦2000年）を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきである。

右決議する。平成11年8月 衆議院本会議

（参議院）

国際連合は1990年9月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界71か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから10年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追い付かず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、20世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。

その一歩として、わが国は世界にさきがけ、平成12年、西暦2000年の「こどもの日」の5月5日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことができないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年、西暦2000年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。平成11年8月 参議院本会議

Ⅱ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国) 平成14年8月

第1章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発信・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっている。また、平成12年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしていない」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%であるが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%であるが、日本では22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互

に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運に醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

① 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

② 家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

i 図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

ii 乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

① 子ども読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

② 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

i 公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において、「公立

図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示132号)に基づき、

- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書
の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること
- 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・
提供、利用案内やレファレンス・サービス(利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供し
たりする業務)等に努めること
- 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者の
ボランティアとしての参加を一層促進すること
- 希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条
件の整備に努めること

などの取組が一層推進されるよう促していく。

- ii 公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・
保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読
書活動を推進する取組の充実に努める。

ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とし
た施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも
保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、
子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

エ 民間団体の活動に対する支援

① 子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親し
む様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例
えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラ
ムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループに
より、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

② 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワー
クを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を
行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるも
のについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方
策を講じることが期待される。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習の活動を通じて、読書活動が行われて
きており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しん
で読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度
を育てる」ことなど目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を
展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意
欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付

けさせることが大切である。このため、既に、8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

エ 学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

オ 障害にある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

① 幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

② 幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

③ 異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市(区)で96.5%、町村で36.1%となっている(平成11年度文部科学省社会教育調査)。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の实情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。

ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

イ 設備等の整備・充実

① 移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

② 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話し会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で77.0%、市町村立図書館で46.4%となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で59.0%、市町村立図書館で24.6%となっている。(いずれも平成13年5月文部科学省調べ)。

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

③ 児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6%である。(平成11年度文部科学省社会教育調査)。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

ウ 司書の研修等の充実

① 司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

② 司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約20%、点字図書等を所有する公立図書館は約30%となっている。(平成11年度文部科学省社会教育調査)。

こうした中で、障害のある子どもについても、施設設備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

① 学校図書館図書整備5か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成14年度からの5年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し、新たに、「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところであり、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じらるることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は23.6%であり、そのうちLAN(校内情報通信網)に接続している学校図書館は19.1%となっている。(平成11年3月文部科学省調べ)

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の

様々な情報資源にアクセスできる環境に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書が学校を越えた相互利用の促進・普及等を図る。

④ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当っては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

i 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法（昭和28年法律第85号）第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

ii 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

iii 教職員間の連携

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

iv 外部人材による学校図書館活動の支援

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は16.3%となっている。（平成11年度間文部科学省調べ）。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

⑤ 学校図書館の開放

地域住民に学校図書館を開放している学校は8.9%である。（平成11年度間文部科学省調べ）。学校週5日製の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

3 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力をを行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

○ 公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する。

○ 保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する。

○ 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動（いわゆるブックスタート活動）を実施する

など、図書館と様々な期間との連携・協力の推進を促していく。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

4 啓発広報等

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、

活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書館の作り手の創作意欲を高め、児童図書館の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

(3) 優良な図書 の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等の連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

(1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

(2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

III 千葉県子どもの読書活動推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

今日、私たちを取り巻く社会情勢は、国際化、情報化、少子化の急速な進展等に伴いめまぐるしく変化しており、子どもの生活にも様々な影響を与えています。

子どもの生活全体を見直し「ゆとり」を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、平成14年度から完全学校週5日制が実施されました。

現在、本県では、基礎・基本の定着と「生きる力」を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の実現を目指して様々な取組を行っています。中でも読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことができないものであり、子どもの読書活動を推進することは、子どもの健やかな成長にとって大変重要であると考えています。

県では、平成10年度に国の「子どもの心を育てる図書館活動推進事業」を活用して、県立中央図書館が「子どもの心を育てる図書館ガイドブック 一公立図書館と学校との連携一」を作成・配布しました。

また、学校等での様々な読書活動の取組や図書館等を中心とした各種事業の展開などにより、子どもの読書活動を推進する取組を行ってきました。

この間、国では、平成11年8月、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。また、平成13年11月には、子どもの読書活動推進のための取組を進めていくため、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行されました。同法では、都道府県は、国の「基本計画」を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定し公表する、という努力義務が定められています。

さらに、平成14年8月、同法に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、公表されました。

そこで、国の「基本計画」公表を機に、本県の実情を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の子どもの読書活動推進に係る施策を総合的に推進するための指針として本推進計画を策定します。

2 計画の期間

平成15年度からおおむね5か年とします。

3 計画の構成

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、子どもの読書活動の推進に関し、3項目の基本的方針^{*}が示されました。

本推進計画では、そこで示された3項目を同様に基本的方針とするとともに、計画推進の柱を「家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」、「子どもの読書環境の整備・充実」、「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」、「推進体制の整備」として、本県の実情を踏まえ、施策の方向を示します。^{*}

4 計画推進の柱と施策の方向（◎は重点施策）

(1) 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- ◎ 家庭における子どもの読書活動の推進
- ◎ 図書館における子どもの読書活動の推進
- 公民館図書室や児童館などにおける子どもの読書活動の推進

*1 基本的方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
基本的方針2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
基本的方針3 子どもが読書活動に関する理解と関心の普及
*2 本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

- 子ども文庫などNPO*の活動に対する奨励
- ◎ 学校等における子どもの読書活動の推進
 - ・児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
 - ・幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進
 - ・障害のある子どもの読書活動の推進
 - ・学校関係者の意識高揚
 - ・家庭・地域との連携による読書活動の推進

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

- 地域における子どもの読書環境の整備
- ◎ 県立図書館児童サービスの充実
 - ・児童資料室用資料の充実
 - ・児童に対する直接サービスの充実
 - ・調べ学習や総合的な学習の時間等への対応
 - ・市町村立図書館等への援助
 - ・児童担当司書を対象とした研修の充実
 - ・障害のある子どもに対するサービスの工夫
 - ・「国際子ども図書館」等との連携・協力
 - ・NPO等への支援
- 学校図書館等の整備・充実
 - ・学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実
 - ・学校図書館の情報化
 - ・学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
 - ・学校図書館の開放
- 図書館間協力等の推進

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- ◎ 「子ども読書の日」等における啓発広報事業の実施
- 教育放送番組¹²による理解の促進
- 広報紙・誌による理解の促進
- 各種情報の収集・提供
- 県推奨優良図書の普及

◎(4) 推進体制の整備

5 計画推進体制

子どもの自主的な読書を推進するために、子どもの読書環境の整備・充実が求められています。本計画の推進にあたっては、教育委員会と知事部局との連携を図ることはもとより、市町村やNPO等との連携を深め、施策の効果的な推進を図ることが重要です。

そこで、県や市町村の関連施策の情報交換や県内各地で子どもの読書活動に係る様々な取組を行っているNPO等との連携や協力の方途について研究・協議する組織として、県、市町村、学校、図書館、NPO等からなる「千葉県子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置し、情報交換を活発に行う中で、県民、市町村、NPO等の御理解と御協力をいただきながら計画の推進に努めます。

*1 Nonprofit Organizationの略。市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に社会サービスを提供する団体をいう。NPO法人、任意団体のいずれも含み、法人格の有無は問わない（「千葉県NPO活動推進指針」）。

*2 県教育委員会が企画し、千葉テレビの放送を通して、学校教育、社会教育及び教職研修などに関する情報・資料を提供する番組

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが「本を読む力」を身に付けるためには、乳幼児期から周囲の大人たちが子どもに言葉をかけたり、読み聞かせをすることによって、言葉を獲得させることが必要です。人の声や話を聴き自分の中で言葉をイメージ化することで感性や想像力が育まれ、子どもたちは「読書」への第一歩を踏み出します。

また、子どもは自分の周りにいる大人自身が読書を楽しむ姿を目にすることで、自然に本を身近なもの、楽しいものと感じるようになっていきます。

家庭においては、親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むひとときをもつなど読書を日常的なものとし、読書に対する興味や関心をもたせることが、読書を習慣付ける有効な手だてとなります。子どもの成長に応じて、本との出会いの機会を増やしていくことが必要です。

そこで、生涯学習や家庭教育に関する講座・研修会あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通して、子どもへの読み聞かせや読書の重要性について理解の促進を図ることが大切になります。学校や幼稚園・保育所を通して、直接あるいは間接的に、読み聞かせや読書の重要性について保護者に働きかけ続けることも効果的です。

さらに、定期健康診断等子どもと親が集まる機会を利用して、児童担当司書やボランティアが絵本の選び方や読み聞かせの意義について話をしたり、「ブックスタート活動」を実施したりするなど、子どもの読書についての理解が得られるよう働きかけることも大切です。

【施策】

○家庭教育や子育て支援のための講座・研修会、教育放送番組等を通じて、家庭や地域での読み聞かせ活動や子どもが読書を楽しむ時間をもつ意義についての理解の促進に努めます。

- ・子育て学習の全県的展開
 妊娠期子育て講座
 就学時健康診断等を活用した子育て講座
 思春期の子どもをもつ親のための子育て講座
- ・子ども週末活動等支援事業
- ・すこやか家庭教育事業
 家庭教育資料の作成・配布（「育て千葉っ子 小学生編・中学生編」, 「すくらむ」）
- ・家庭教育手帳（乳幼児をもつ家庭対象）、家庭教育ノート（小学1年生の子どもをもつ家庭対象）の配布
- ・教育放送番組の提供（「今、家庭で・・・」）

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできるところです。また、親にとってはよく選ばれた豊かな蔵書の中から子どものために本を選んだり、子どもの読書や本について相談することのできる場所となっています。

また、読み聞かせや「おはなし会」の実施、子どもに薦めたい本の展示、子どもの読書に関する講座の実施、子どもの読書活動に係るNPOへの支援等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

そのため、図書館では子どもに対するサービスの方針や運営計画を作成し、それらに基づいて必要なスペースの確保、児童資料の選書・収集・提供、おはなし会などの行事の実施、研修などに努めることが期待されます。特に担当職員については、司書を適切に配置することが望まれます。

子どもたちの中には、日本語が読めない外国人の子どもや障害のある子ども、入院し

*1 地域の保健センターで行われる0歳児健診等の機会に、児童担当司書、保健師、ボランティア等が連携・協力して、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す活動

*2 本計画では、主に図書館法第2条第2項の公立図書館をいう。

て図書館に行くことができない子ども等、様々な理由により図書館を利用するうえで特別な配慮を必要とする子どもがいます。地域に住む一人一人の子どもが読書を楽しめるように、点訳や録音図書の製作、外国語の児童資料の収集・整理、宅配サービスなど多様な図書館サービスの展開が求められています。それらのニーズに対応するため、必要な知識や技能を有する人に図書館活動に参加してもらったり、地域の人たちに必要な知識・技術を習得してもらうための学習機会を提供したりするなど、児童担当司書が中心となってサービスの工夫をすることも必要です。

さらに、図書館は地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されていますので、子ども文庫などのNPOや公民館図書室等の読書施設、学校、幼稚園・保育所、児童館、保健所・保健センター等関係機関との連携・協力を努めることが大切です。

【施策】

- 県立図書館は、運営方針や事業計画の中に子どもに対するサービスを明記するとともに、サービス指標の選定に努めます。
- 県立中央図書館では児童資料室の運営に当たり、子どもの読書活動を多面的に支援できるよう複数の児童担当司書を配置するとともに、職員の研修機会の充実に努めます。
- 県立中央図書館は子どもの読書に関する総合的な案内窓口として、県内の子どもの読書活動関係の取組事例などの情報収集や関係機関・団体等との連絡・連携に努めます。

(3) 公民館図書室や児童館などにおける子どもの読書活動の推進

図書館が設置されていない市町村では、公民館や文化会館等の中の図書室が地域の中心的な読書施設となっています。そこで公民館図書室等においては、児童サービスに取り組むとともに、公民館で実施する子どもの読書に係る行事や講座等と関連付けた資料の展示等の取組が望まれます。

児童館は、児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。児童館には図書室があり、絵本や物語などの児童資料の閲覧・貸出しを行ったり、それらを遊びに活用したりすることも行われています。

また、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会等を行っている館もあり、子どもが読書に親しむ契機となっています。今後も、児童館における子どもの読書活動推進のための取組を充実することが期待されます。

【施策】

- 図書館未設置市町村の読書施設への援助として、県立中央図書館では資料援助のほか、選書、児童コーナーのレイアウト、読み聞かせ方法等の助言や研修への講師派遣を行います。
- 「千葉県子どもプラン」(平成13年3月)において、児童の健全育成活動のための重要な拠点である児童館、児童センターの整備を引き続き促進します。

(4) 子ども文庫などNPOの活動に対する奨励

子ども文庫などのNPOは、それぞれの設立の趣旨に従い、独自に、あるいは学校や図書館、公民館、児童館などと連携して、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めたり、子どもが読書に親しむ機会を提供したりするなど多彩な活動を行っています。そこで公民館などの社会教育施設では、活動の場や研修の機会の提供などNPO活動を奨励する方策を講ずることが望まれます。

【施策】

- 新たに設置する「千葉県子ども読書活動推進会議(仮称)」において、NPOとの協働やその活動を奨励する方策について検討します。
- 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、その活用を奨励します。

(5) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

学習指導要領では、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされ、また、

「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととされています。

小・中・高等学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、児童生徒の発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるとともに、各学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、家庭・地域等と十分連携を図り、読書活動に取り組むことが大切です。

幼稚園や保育所においては、乳幼児は耳で感じる快い音の響きやリズムによってその後の読書の基礎となる言葉の力を育むことから、わらべ歌に親しむことや絵本などの読み聞かせを通して、保護者の理解や協力を得ながら言葉のリズムや本の楽しさと出会うための活動に取り組むことが大切です。

盲学校、聾学校及び養護学校においては、読書が言葉を通して豊かな活動を体験することにつながることから、児童生徒一人一人の状況に応じた資料や環境の整備・工夫、視聴覚機器の活用等の読書活動への支援を工夫することが必要です。

【施策】

児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、調べ学習や多様な学習活動を展開し、学校図書館を効果的に活用するとともに、読書に親しむ態度の育成に努めます。
- 既に多くの学校で実践されている「朝の読書」や「読み聞かせ」、「読書週間・月間の設定」などの取組を一層推進します。
- 本の紹介や「読書発表会」等を行うとともに、司書教諭等が中心となり学校図書館利用指導を充実し、児童生徒が学校図書館を積極的に活用しようとする意欲や態度の育成に努めます。

幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

- 教員や保育士を対象に、幼児に対する読み聞かせなどの研修を実施します。

障害のある子どもの読書活動の推進

- 県立盲学校では、墨字本^{*1}・点字本・拡大写本・さわる絵本・録音図書等多様な資料の整備に努めます。また、学校開放講座で点字講座を行うなど、点訳ボランティアの育成にも引き続き取り組み、ボランティアの協力も得ながら、点訳・拡大写本の製作、テープ録音などによる資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、盲学校点字情報ネットワーク^{*2}等の活用も図ります。
- 県立聾学校では、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも、蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めます。また、本だけでなく、字幕付きの映像資料等の貸出し等も充実させます。さらに、学校全体で「読書週間」を設け、図書委員の生徒による紙芝居等の読み聞かせ活動などの取組により、読書の習慣付けができるよう更なる工夫に努めます。
- 県立養護学校では、パネルシアターや布の絵本等も活用して本の読み聞かせに努めるなど、一人一人の子どもに合わせた図書教材を工夫します。

学校関係者の意識高揚

- 学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実に努めるとともに、司書教諭^{*3}をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。
- 千葉県教育研究会学校図書館教育部会（小・中学校）及び千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会等と連携し、一貫した読書指導等の充実に努めます。

家庭・地域との連携による読書活動の推進

*1 点字で書かれた点字本に対して、一般に使われている文字で書かれた本をいう。

*2 全国の盲学校の点字図書・教材などの点字情報を集積し、各盲学校でダウンロードして利用できるシステム。

*3 学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、教諭であることが前提。学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・盲・聾・養護学校に司書教諭を配置することが義務付けられた。

○学校が家庭・地域と連携して子どもの読書活動の推進に取り組んでいる事例の紹介に努めます。

- (例)・学校が実施している読書活動の取組に関しての家庭や地域に対する広報
- ・「親子読書会」や「保護者による読み聞かせ」、「読書発表会」、「親子読書週間」を設定するなど、親子が共に読書に親しむ多様な機会の工夫
 - ・保護者や地域の読書ボランティア等と連携した読書活動の推進
 - ・近隣の図書館等との連携による蔵書の共同利用や、本との出会いの機会の積極的な設定

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近に自由に読める本があり、読書の楽しさを伝えてくれる人がいることが重要です。

図書館は、子どもが生活圏内で本と出会い、読書を楽しむことができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている施設であることから、すべての市町村に図書館が設置されることが望ましいと考えています。

しかし、本県においては図書館を設置している市町村は38市町(平成14年4月1日現在)で、42市町村では公民館や文化会館等の中の図書室が地域の中心的な読書施設となっています。そこで、これらの施設では、児童用図書コーナーの整備、児童資料の選書・収集・提供などに一層努めることが重要であり、図書室専任の職員を配置したり地域の人たちの協力を得たりするなどして、子どもと本を結び付けるための環境の整備が望まれます。

また、図書館を設置している市や町でも、図書館が中心となって域内にある他の読書施設と連携を図り、選書や研修を共同で実施したり資料の貸借を行ったりするなど、子どもがどの施設を利用しても豊かな読書体験ができるよう環境の一層の整備が期待されます。特に市町村合併時においては、図書館や分館の配置、移動図書館車の整備、学校図書館や公民館図書室等との連携等、合併後の域内全域の読書環境の整備に努めることが大切です。

なお、児童担当司書が各図書館における子どもへのサービスに果たす役割が大きいため、すべての図書館に児童担当司書を配置することが望まれます。

【施策】

- 図書館未設置の町村が多いことから、図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、図書館の設置及び運営に対する指導、助言、図書館準備室等への司書の派遣に引き続き努めます。
- 合併重点支援地域にある図書館未設置の市町村に対し、合併後を視野に入れた域内の子どもの読書活動の環境整備に努めるよう働きかけます。

(2) 県立図書館児童サービスの充実

県内市町村立図書館等の児童サービスを総合的・効果的に援助するため、県立図書館3館¹⁾のうち中央図書館に児童資料室を設けています。

児童資料室では、おおむね15歳以下の子どもたちを対象に、子どもに多様な読書の機会を提供するとともに、児童担当司書が直接子どもに本を紹介したり、おはなし会や本の展示、調べものの援助等を行ったりしています。この経験を生かして、親や保育士・教員等からの子どもの読書に関する相談にこたえたり、市町村の図書館等に適切な援助・連携を行ったり、研修会を実施したりしています。

今後も中央図書館は、県内市町村立図書館等の児童サービスへの援助を推進し、センター館としての役割を果たしていきます。

なお、16歳以上の子どもへの図書館サービスは、大人へのサービスに含めて取り組んでいます。

【施策】

児童資料室用資料の充実

*1 県立図書館は、中央図書館(千葉市)、西部図書館(松戸市)、東部図書館(旭市)の3館があり、連携して県内全域への図書館サービスを実施している。

- 直接子どもが読んだり調べたりするための資料が多様化していることから、資料の充実に努めます。また、市町村立図書館等で選書をする際に参考とする資料や児童資料を研究するための資料など、多様な資料の整備に努めます。

書誌の作成

- 子どもの読書活動推進に資するため、各種リストの作成に努めます。

児童に対する直接サービスの充実

- 今後とも、児童資料室運営の充実と適切な職員の配置、研修に努めます。

調べ学習や総合的な学習の時間等への対応

- 本と併用してコンピュータを利用して調べものをする子どものために、適切な援助ができるよう児童担当司書の情報リテラシーの向上に努めます。
- 県立図書館の役割について児童生徒の理解を促すため、図書館見学や一日図書館員などの職場体験の機会を提供します。
- 市町村立図書館等と協力し学校図書館との連携に努めるとともに、司書教諭等からの学校図書館運営上の相談等にこたえます。特に、高等学校図書館との連携に努めます。

市町村立図書館等への援助

- 幅広い資料の提供と協力レファレンスサービス^{*1}、運営相談に努めます。
- 横断検索システム^{*2}の充実や協力車^{*3}による資料の搬送により、市町村立図書館間等とのネットワークの推進に努めます。
- 図書館未設置市町村の読書施設への援助として、長年子どもたちに読み継がれている児童資料をまとめて貸し出したり、資料目録の作成・配布を行ったりします。また、選書、児童コーナーのレイアウト、読み聞かせ等の方法について訪問して助言したり、研修の講師を派遣したりします。

児童担当司書を対象とした研修の充実

- 中央図書館では、児童サービス担当者を対象にした初任者研修会を引き続き実施するとともに、初任者以外の研修については千葉県公共図書館協会と連携して、体系的・継続的な研修を行っていきます。

障害のある子どもに対するサービスの工夫

- 中央図書館では、障害のある子どもたちにも等しく読書の世界への扉が開かれるよう、点訳絵本^{*4}の製作等一人一人の障害に対応した読書の方法を工夫します。
- 視覚に障害のある子どもやその親等のために、大活字本の貸出しや録音図書の製作・貸出しを引き続き行います。
- 県立盲・聾・養護学校等と連携して、障害のある子どもが楽しめる本のリスト等を作成します。

「国際子ども図書館」^{*5}等との連携・協力

- 県内の図書館が所蔵していない資料や外国語の児童資料に対する要求、レファレンスサービスにこたえるため、国際子ども図書館等と積極的に連携・協力を進めていきます。
- 貴重な児童資料や児童文学研究書等を所蔵する大学図書館や類縁機関等との連携の推進に努めます。

-
- *1 レファレンスサービスとは、何らかの情報を求めている人に対して、図書館員が求めている情報又は情報源を提供・指示するサービスをいうが、市町村立図書館等のレファレンスサービスを援助するために、市町村立図書館等で解決できなかった質問等を県立図書館が調査・回答することを特に協力レファレンスサービスという。
 - *2 インターネット上に公開している市町村立図書館の蔵書を、県立図書館のホームページで県立図書館の蔵書と同時に検索できるシステム。12市町が参加している（平成14年度未現在）。
 - *3 県民が身近な市町村立図書館等を通じて県立図書館等の資料が利用できるよう、県立図書館が資料を搬送するために定期的（週1回）に巡回させている車。
 - *4 絵本の文字の部分に透明シールに打った点字を貼ることにより、視覚に障害のある大人が子どもに絵本を読み聞かせできるよう工夫した絵本。
 - *5 平成14年5月5日に国立国会図書館支部図書館として全面開館した児童資料専門図書館

NPO等への支援

- 子ども文庫や読み聞かせのグループなどから寄せられる子どもの読書に関する相談にこたえます。
- 子どもの読書活動に係るNPO、あるいは企業や書店で実施している子どもの読書活動推進の取組等の情報を収集・提供する方途について検討します。
- 読み聞かせに対する関心が高いことから、地域の読書施設や学校などで読み聞かせを行う人たちを対象とした研修の機会を設けます。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、児童生徒の知的活動を増進し、興味・関心等と呼び起こし、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たすことが求められます。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していくために、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

そのため、学校図書館の機能の充実に向けた環境整備や児童生徒の多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要です。

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保することが大切です。子どもが安心して本に触れることができるような環境整備に努めるとともに、市町村立図書館の協力を得て、発達段階に応じた絵本等の選書や整備を図ることが期待されます。

【施策】

- 県立学校では学校予算を計画的に配分し、図書資料の整備・充実に努めます。
- 市町村において、国の「学校図書館図書整備5か年計画」（平成14年度～平成18年度）に基づく地方交付税措置を活用するなど、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう促します。
- 私立学校の図書資料の整備を促します。
- 学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介し、各学校における読書環境の整備などを促していきます。

イ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の蔵書情報のデータベース化や他校や地域の図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となります。このため、学校図書館等への効果的なコンピューターの設置を進めることが大切です。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進することが望まれます。

【施策】

- 学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備について、市町村において国の地方交付税措置による整備を活用するなど、学校図書館等への効果的な設置を促します。
- 学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努めていきます。
- 先進的な取組を行っている事例を紹介するなど、学校図書館の情報化が図れるよう情報提供等に努めていきます。

ウ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の活性化のためには、人の配置が重要です。

学校図書館は校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって運営します。司書教諭の適切な配置により、学校図書館は児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を育むうえで必要な学習・情報センターとしての役割を充実させることができます。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館担当事務職員^{*1}の配置や、他の教職員、保護者や地域のボランティアとの連携・協

*1 本計画では、学校司書や読書指導員等の呼称で配置され、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている職員をいう。

力に努めることが必要です。

なお、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ることにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や、読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となります。

【施策】

- 県立学校においては、12学級以上の学校で司書教諭を置きます。
- 県立以外の小・中・高等学校等については、司書教諭の適切な配置を促進するよう指導していきます。
- 教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図ります。
- 学校図書館の活用をさらに充実するため、配置の工夫や実践事例の紹介などを通じて、学校図書館担当事務職員の配置を促していきます。
- 県立学校については、引き続き事務職員の適切な配置に努めます。
- 地域のボランティア、非常勤職員等の人材を積極的に活用し、児童生徒がより興味をもって読書に取り組める活動を展開することを促します。
(例)・読み聞かせや本への興味が引き出されるよう工夫を凝らして本の紹介を行うブックトーク等の活動
 - ・ 学校図書館に関する広報活動
 - ・ 図書データベースの作成などの活動
- 保護者や地域住民のボランティア活動により、活発で効果的な学校図書館活動を行っている事例の紹介等に努めます。

エ 学校図書館の開放

学校週5日制の実施に当たっては、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域等の実情に応じて学校図書館の開放を進めることが望まれます。

【施策】

- 本来の教育活動に支障をきたさない範囲で、安全管理体制など学校の実情に応じて学校図書館の開放について検討を進めます。

(4) 図書館間協力等の推進

図書館と学校図書館が連携・協力することにより、さらに広く、深く子どもの読書環境を充実することができます。そこで、図書館間、図書館と学校図書館の連携・協力を進めることが必要です。

また、図書館と公民館図書室等の読書施設、児童館、保健所・保健センター、幼稚園・保育所等の関係機関と連携・協力することで、子どもが本と出会う機会を増やすことができ、さらに国際子ども図書館や大学図書館、類縁機関との連携・協力により、多様な資料要求等にこたえることができるようになります。

【施策】

- 県立図書館は、市町村立図書館等への児童資料提供等の援助に努めるとともに、横断検索システムの充実や協力車による資料の搬送により、市町村立図書館間等とのネットワークの推進に努めます。
- 県立図書館は市町村立図書館等と協力し学校図書館との連携に努めるとともに、司書教諭からの学校図書館運営上の相談等にこたえます。
- 学校図書館と地域の図書館等との連携・協力事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- 県立図書館は視覚に障害のある子どもへのサービスを充実するため、千葉点字図書館^{*1}、その他全国の点字図書館等との連携・協力を推進します。
- 県立図書館と国際子ども図書館等との連携・協力を積極的に推進していきます。
- 県立中央図書館は子どもの読書に関する総合的な案内窓口として、県内の子どもの読書活動関係の取組事例などの情報収集や関係団体等との連絡・連携に努めます。

*1 正式名称は、社会福祉法人愛光千葉点字図書館

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解の促進を図ることが必要です。

「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により設けられたものです。県内各地で制定の趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、さらに効果を高めることが期待されます。

また、県や市町村、学校、図書館、NPOなどが実施している事業や取組の情報に容易に接し活用できるように、各種の情報を収集・提供することが大切です。

【施策】

「子ども読書の日」等における事業の実施

○県では、「子ども読書の日」の周知に努めるとともに、県立学校や県立図書館をはじめとする社会教育施設などで「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めます。

○生涯学習フェスティバルやさわやかちば県民プラザで実施している「おはなし夢空間」事業¹⁾において、図書館やNPOと協力して読み聞かせ等の行事を引き続き実施するなど、今後も様々な機会を設け子どもの読書活動の推進に努めます。

教育放送番組による理解の促進

○教育放送番組では、読書の楽しさや読み聞かせの大切さなどへの理解を促進するための番組や、学校図書館の活動紹介、図書館での児童サービスを紹介する番組を制作・放送し、子どもの読書活動の推進に努めます。

○番組収録ビデオの学校での活用を促進します。

広報紙・誌による理解の促進

○県で発行している教育広報紙「夢気球」(県内公立学校に在籍する子どもをもつ全家庭に配布)などの広報媒体を通じて、子どもの読書活動推進の優れた実践例を紹介するとともに、子どもの読書の楽しさと重要性についての理解を促進していきます。

各種情報の収集・提供

○生涯学習情報の一環として、子どもの読書活動に係る情報を幅広く収集し提供するシステムの開発を検討します。

○県立中央図書館は子どもの読書活動に関する総合的な案内窓口として、県民からの問い合わせにこたえる体制を整えるよう努めます。

○地域で実施されている様々な体験活動や家庭教育支援に関する情報を提供している「子どもセンター」²⁾との連携・協力を努めます。

県推奨優良図書の普及

○小学校低学年向け、中学年向け、高学年向け、中学生向け、高校・勤労青年向けに分けて、毎年優良な図書の推奨を行い(「県青少年健全育成条例」第7条)、子どものための本を選ぶ参考に資していきます。

○学校などで選書の参考にできるよう、対象別の推奨優良図書を貸し出す仕組みを検討します。

4 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、県と市町村の関連施策との連携を図り総合的に施策を推進する体制を整備するとともに、県内各地で子どもの読書活動に係る様々な取組を行っているNPOとの連携や協力の方途について研究・協議することが必要です。

特に市町村は、それぞれの地域の状況に応じて様々な子どもの読書活動の推進に係る事業を実施しています。市町村においても、子どもの読書活動推進体制を早急に整備し、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定することが望まれます。

【施策】

○関係者間の連携・協力の具体的な方策について検討する組織として、県、市町村、学校、図書館、NPOなどからなる「千葉県子ども読書活動推進会議(仮称)」を設置します。

○県あるいは市町村とNPOの連携・協力の方途について、「千葉県子ども読書活動推進会議(仮称)」で研究・協議していきます。

○市町村の協力を得て市町村が実施する子どもの読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努めるとともに、子どもの読書環境整備に関する調査を実施します。

*1 施設ボランティアが毎月実施している絵本の読み聞かせ等の事業

*2 14か所の子どもセンターで25市町の情報を提供(平成14年度)

IV 市立図書館の状況 (1～6の出典：『成田市図書館』)

1 本館・分館の設置状況

館名	開館年月
成田市立図書館(本館)	昭和59年10月
" 公津分館	昭和39年6月
" 久住分館	昭和58年4月
" 橋賀台分館	昭和58年4月
" 玉造分館	昭和59年4月
" 豊住分館	昭和59年4月
" 成田分館	昭和60年6月
" 八生分館	昭和63年4月
" 中郷分館	平成元年4月
" 加良部分館	平成3年4月
" 遠山分館	平成8年4月

2 利用状況

年度	昭和60年度	平成5年度
総貸出冊数(冊)	736,736	1,108,661
貸出冊数/人口(冊)	9.6	12.4
総利用者数(人)	186,432	207,972
貸出冊数/利用者数(冊)	3.9	5.3
蔵書冊数/人口(冊)	2.5	5.7
蔵書回転率(回)	3.8	2.2
年度	平成10年度	平成15年度
総貸出冊数(冊)	1,284,798	1,412,914
貸出冊数/人口(冊)	13.8	14.5
総利用者数(人)	258,244	286,453
貸出冊数/利用者数(冊)	5.0	4.9
蔵書冊数/人口(冊)	7.3	7.5
蔵書回転率(回)	1.9	1.9

3 児童書リクエスト処理状況

(単位：冊)

年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度
所蔵	2,124	1,900	2,800
購入	151	72	232
借用	20	12	15
合計	2,295	1,984	3,047

4 蔵書状況

(単位:冊)

年 度		昭 和 6 0 年 度	平 成 5 年 度	平 成 1 0 年 度	平 成 1 5 年 度
一 般 書	総 記	3, 6 1 8	9, 3 8 5	1 2, 4 7 6	1 4, 6 9 3
	哲 学	5, 3 9 1	1 1, 1 5 1	1 4, 4 9 0	1 4, 6 7 9
	歴 史	8, 3 4 1	2 8, 4 9 4	4 1, 1 8 4	4 3, 6 5 8
	社会 科学	1 9, 6 2 3	4 7, 5 0 3	6 0, 1 1 9	6 3, 9 3 3
	自然 科学	9, 8 9 4	2 1, 2 7 4	2 7, 2 7 4	2 6, 4 0 0
	技 術	1 1, 0 3 4	3 6, 6 7 5	4 5, 8 4 7	5 1, 3 7 5
	産 業	4, 3 5 5	1 1, 9 0 2	1 6, 1 0 8	1 8, 8 4 0
	芸 術	1 2, 8 7 6	3 0, 3 3 3	4 1, 1 8 6	5 0, 4 9 4
	言 語	3, 3 7 5	7, 0 9 0	9, 2 6 6	9, 8 9 0
	文 学	4 4, 2 8 1	1 3 8, 1 7 4	1 7 5, 2 2 8	1 9 7, 2 1 2
	そ の 他	5 9 0			
小 計		1 2 3, 3 7 8	3 4 1, 9 5 1	4 4 3, 1 7 8	4 9 1, 2 1 4
児 童 書	総 記	8 2 2	1, 6 9 2	2, 0 4 5	1, 9 3 5
	哲 学	4 7 8	1, 0 4 0	1, 0 9 4	1, 4 5 9
	歴 史	3, 2 1 3	5, 9 0 0	7, 3 2 5	7, 9 4 1
	社会 科学	8 7 0	2, 4 9 7	3, 2 0 9	4, 7 4 6
	自然 科学	5, 3 2 2	1 2, 0 7 2	1 5, 0 8 7	1 7, 1 3 7
	技 術	1, 6 6 1	4, 1 1 4	5, 1 3 5	6, 4 2 7
	産 業	5 1 1	1, 4 6 2	1, 9 0 6	3, 4 1 2
	芸 術	3, 5 5 1	6, 7 0 6	8, 0 9 4	1 0, 7 5 1
	言 語	4 7 8	1, 2 1 3	1, 4 1 2	1, 8 5 5
	文 学	2 4, 6 8 4	6 0, 3 9 8	7 3, 7 6 4	7 8, 0 6 0
	絵 本	2 2, 4 8 9	6 1, 6 7 2	8 1, 4 2 6	9 0, 0 5 3
紙 芝 居	6, 5 9 1	7, 7 8 8	8, 1 8 6	6, 8 4 4	
小 計		7 0, 6 7 0	1 6 6, 5 5 4	2 0 8, 6 8 3	2 3 3, 0 4 9
合 計		1 9 4, 0 4 8	5 0 8, 5 0 5	6 5 1, 8 6 1	7 3 3, 6 2 7

5 おはなし会の状況

(1) 土曜日おはなし会

年 度	平成 5 年度	平成 1 0 年度	平成 1 5 年度
回 数	4 7 回	5 0 回	4 8 回
参 加 人 数	8 7 9 人	8 2 5 人	6 3 7 人

(2) はるやすみおはなし会

年 度	平成 5 年度	平成 1 0 年度	平成 1 5 年度
参 加 人 数	1 2 0 人	1 1 5 人	1 4 4 人

(3) 学校訪問おはなし会

年 度	平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度
学 校 数	3 校	11 校	17 校
学 級 数	11 学級	19 学級	101 学級
参 加 人 数	322 人	448 人	2,481 人

6 学校訪問貸出

年 度	平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度
利 用 者 数	3,800 人	6,023 人	5,965 人
貸 出 冊 数	9,270 冊	11,166 冊	12,125 冊

7 研修会の状況

(1) 児童サービス基礎研修会(千葉県主催・主管)

年 度	平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度
受 講 者 数	1 人	1 人	1 人

(2) スキールアップ研修「児童奉仕」(千葉県公共図書館協会主催)

年 度	平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度
受 講 者 数	2 人	2 人	2 人

V 学校図書館の状況

1 小・中学校図書館蔵書状況

(単位：冊)

学 校 名	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
成 田 小 学 校	28,352	27,793	28,295
遠 山 "	6,369	6,553	5,269
三 里 塚 "	8,614	6,643	5,803
東 "	11,640	11,838	12,052
久住第一 "	6,012	5,573	5,810
久住第二 "	5,312	5,520	5,752
中 郷 "	9,161	6,355	5,550
豊 住 "	8,393	8,643	8,439
八 生 "	9,430	9,621	8,261
公 津 "	7,550	8,056	7,711
向 台 "	6,893	7,305	7,729
加 良 部 "	8,644	8,900	8,682
橋 賀 台 "	11,627	12,053	5,084
新 山 "	12,577	13,024	6,231
吾 妻 "	15,087	8,754	9,185
玉 造 "	12,767	12,827	7,856
中 台 "	10,348	7,125	7,596
神 宮 寺 "	7,386	5,767	6,296
平 成 "	9,300	9,994	8,143
本 城 "	8,841	9,468	8,606
合 計	204,303	191,812	168,350
成 田 中 学 校	11,055	8,011	8,573
遠 山 "	10,254	10,675	10,749
久 住 "	9,935	5,468	5,733
豊 住 "	8,043	6,604	5,288
西 "	13,740	14,632	14,898
中 台 "	13,255	13,674	14,298
吾 妻 "	9,704	11,507	9,562
玉 造 "	9,187	9,187	9,686
合 計	85,173	79,758	78,787

※学校図書館の書誌情報のデータ化のため、蔵書の点検整理を集中的に行ったことにより平成13年度及び平成14年度の蔵書数は減少。その一部は学級文庫で活用。

2 図書購入費の状況

(単位：円)

学 校 名	平成13年度	平成14年度
成 田 小 学 校	1, 538, 803	1, 646, 253
遠 山 "	406, 849	413, 266
三 里 塚 "	923, 714	924, 777
東 "	311, 959	311, 826
久住第一 "	426, 315	419, 702
久住第二 "	346, 767	384, 903
中 郷 "	388, 355	378, 719
豊 住 "	426, 491	518, 916
八 生 "	451, 920	434, 648
公 津 "	705, 033	663, 763
向 台 "	706, 741	695, 910
加良部 "	1, 127, 776	1, 194, 927
橋賀台 "	816, 693	862, 964
新 山 "	814, 818	803, 509
吾 妻 "	761, 522	733, 690
玉 造 "	562, 529	543, 340
中 台 "	849, 264	886, 938
神宮寺 "	658, 749	695, 695
平 成 "	1, 154, 032	1, 321, 500
本 城 "	841, 185	831, 479
合 計	14, 219, 515	14, 666, 725
成 田 中 学 校	1, 083, 405	1, 117, 484
遠 山 "	1, 036, 579	1, 055, 043
久 住 "	378, 697	438, 739
豊 住 "	361, 540	368, 944
西 "	1, 510, 000	1, 497, 269
中 台 "	1, 181, 816	1, 206, 034
吾 妻 "	841, 415	784, 656
玉 造 "	963, 000	951, 909
合 計	7, 356, 452	7, 420, 078

3 司書の雇用状況

(1) 学校図書館司書の状況

年 度	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
採用人数	2	4	6	12	16
配置校数	2	4	6	12	28
年 度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
採用人数	16	16	25	25	28
配置校数	28	28	28	28	28

(2) 司書教諭の状況 (平成15年度)

学 校 名	学 級 数	発 令 状 況	11 学級以下で発令している学校
成 田小学校	3 3	○	
遠 山 "	6	○	※
三里塚 "	1 4	○	
東 "	6	○	※
久住第一 "	6	○	※
久住第二 "	6		
中 郷 "	6		
豊 住 "	6	○	※
八 生 "	6	○	※
公 津 "	9	○	※
向 台 "	1 0	○	
加良部 "	1 9	○	
橋賀台 "	1 1	○	※
新 山 "	1 2	○	
吾 妻 "	1 1	○	※
玉 造 "	6	○	※
中 台 "	1 1	○	※
神宮寺 "	6	○	※
平 成 "	2 0	○	
本 城 "	1 4	○	
合 計	2 0	1 8	1 1
成 田中学校	1 3	○	
遠 山 "	1 3	○	
久 住 "	3	○	※
豊 住 "	3	○	※
西 "	2 2	○	
中 台 "	1 4	○	
吾 妻 "	9		
玉 造 "	9	○	※
合 計	8	7	3

※司書教諭は 12 学級以上の学校において発令する。11 学級以下の学校については任意である。

4 司書研修への参加対象の状況 (平成15年度)

区 分	学校図書館司書	司 書 教 諭	市立図書館司書
第 1 回 目	○		
第 2 回 目	○	○	○
第 3 回 目	○		
第 4 回 目	○		○
第 5 回 目	○		

5 校内一斉読書活動の状況（平成15年度）

学 校 名	始業前	授業中	その他 の時間	毎日	週数回	週1回	その他 の回数
成 田 小 学 校			○		○		
遠 山 "	○			○			
三 里 塚 "	○			○			
東 "	○					○	
久 住 第 一 "	○					○	
久 住 第 二 "	○				○		
中 郷 "	○			○			
豊 住 "		○			○		
八 生 "	○			○			
公 津 "	○			○			
向 台 "	○				○		
加 良 部 "	○			○			
橋 賀 台 "	○			○			
新 山 "							
吾 妻 "	○					○	
玉 造 "	○			○			
中 台 "							
神 宮 寺 "	○					○	
平 成 "	○			○			
本 城 "	○				○		
合 計	16	1	1	9	5	4	
成 田 中 学 校	○						○
遠 山 "							
久 住 "	○			○			
豊 住 "	○			○			
西 "	○			○			
中 台 "	○			○			
吾 妻 "	○			○			
玉 造 "	○			○			
合 計	7			6			1

6 校内一斉読書の年度別実施状況（実施校数）

年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
小学校	1	1	2	5
中学校	0	1	1	1
年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
小学校	6	7	8	18
中学校	1	2	5	7

7 必読書・推薦図書等の状況（平成14年度）

学 校 名	1～3冊	4～30冊	31～100冊	必読書等の冊数
成 田 小 学 校			○	47
遠 山 〃			○	35
三 里 塚 〃				
東 〃				
久 住 第 一 〃				
久 住 第 二 〃				
中 郷 〃				
豊 住 〃			○	100
八 生 〃				
公 津 〃				
向 台 〃		○		9
加 良 部 〃				
橋 賀 台 〃				
新 山 〃				
吾 妻 〃		○		9
玉 造 〃				
中 台 〃		○		30
神 宮 寺 〃				
平 成 〃			○	50
本 城 〃		○		18
合 計		4	4	298
成 田 中 学 校				
遠 山 〃				
久 住 〃				
豊 住 〃				
西 〃	○			3
中 台 〃		○		30
吾 妻 〃			○	100
玉 造 〃				
合 計	1	1	1	133

8 市立図書館との連携状況（平成14年度）

学 校 名	図書館資料貸借	定期的な連絡会	図書館司書巡回	その他
成 田小学校	○		○	
遠 山 "	○	○	○	
三里塚 "	○		○	
東 "	○		○	
久住第一 "	○		○	
久住第二 "	○		○	
中 郷 "	○		○	
豊 住 "	○		○	
八 生 "	○		○	
公 津 "	○		○	
向 台 "	○	○	○	
加良部 "	○		○	
橋賀台 "	○		○	
新 山 "	○		○	
吾 妻 "	○		○	○
玉 造 "	○		○	
中 台 "	○		○	
神宮寺 "	○		○	
平 成 "	○		○	
本 城 "	○		○	○
合 計	20	2	20	2
成 田中学校	○			
遠 山 "	○			
久 住 "	○			○
豊 住 "	○			
西 "	○			
中 台 "	○			
吾 妻 "	○	○		
玉 造 "	○			
合 計	8	1		1

9 校内LANの整備状況（整備校数）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
中学校		1	4
区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学校	3		(全校整備完了予定)
中学校	8(全校整備済)		

VI 施策・事業の一覧

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実

【おはなし会等の実施】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	図書館でのおはなし会の実施	① 0・1・2才向けおはなし会を実施している。 対象：0・1・2才の乳幼児及び保護者	市立図書館
		② 土曜日おはなし会を実施している。 対象：ひとりで聞けるお子さん	
		③ はるやすみおはなし会を実施している。	市立図書館 ボランティアサークル
2	学校でのおはなし会等の実施	① 学校における地域ボランティアの読み聞かせやブックトークなどの多様な読書活動の充実を図る。	市立図書館 教育センター 教育指導課 ボランティアサークル
		② 読み聞かせボランティアを年間を通して計画的に実施するように推進する。	
		③ 学校における地域ボランティアの読み聞かせやブックトーク等の多様な読書活動の充実を図る。	
		④ 読み聞かせボランティアを年間を通して計画的に実施するように推進する。	

【障害のある子どもへの対応】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	特殊学級での読み聞かせの実施	教育課程の中に位置付け、年間を通して実施を推進する。	市立図書館 教育指導課 ボランティアサークル
2	郵送貸出の実施	視覚障害児への録音図書の郵送貸出を行う。	市立図書館

【学校等での活動】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	調べ学習の充実	調べ学習に要する図書資料を拡充するとともにインターネット環境を整備し、一人一人に対応する支援・指導の充実に努める。	教育総務課 教育指導課

2	全校一斉読書活動の実施	学校の実態に合わせて全校で読書の時間を位置付け、読書習慣を培う活動を一層推進する。	教育指導課
3	必読書・推薦図書を選定	各学校において必読書・推薦図書を選定し、児童生徒への紹介を推進する。	
4	読書月間・読書週間の設置	児童生徒の読書意欲の高揚を図り、読書に親しむために読書月間・読書週間の設置に努め。	

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 子どもが読書に親しめる環境づくりの推進

【設備・施設】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	図書館ネットワークの整備・充実	図書館ネットワークの整備・充実を図る	市立図書館
2	学校図書館の充実	① 魅力ある学校図書館としての図書資料・室内環境の整備充実を図る。 ② 学校図書館コンピュータシステムの活用を推進する。	教育総務課 学校施設課 教育指導課

【子ども向け図書等の充実】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	図書館の児童向け図書の充実	① 乳幼児向け資料をはじめ、年齢に応じた児童書の充実に努める。 ② 中・高生向け資料の幅広い収集に努める。 ③ 調べ学習用資料の充実に努める。 ④ 障害のある子どものための資料の充実に努める。 ⑤ 外国語の児童書の充実に努める。	市立図書館

(2) 読書活動を推進する人材の育成と大人への相談活動の充実

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	図書館職員の研修の充実	県立図書館主催等の研修に参加している。	市立図書館 教育指導課
2	学校図書館司書との合同研修の充実	学校図書館司書との合同研修を実施している。	
3	学校図書館司書等への対応の充実	子どもの読書に関する、学校図書館司書等からの相談への対応・レファレンスサービスを充実する。	

4	学校図書館司書の研修会の充実	学校図書館司書対象の研修会の充実に努める	市立図書館 教育指導課
5	司書教諭研修会の実施	司書教諭対象の研修会を実施する。	
6	学校教職員の研修の実施	一般教職員を対象とする読書指導に関する研修会を実施する。	

3 子どもの読書活動に関する理解と感心の普及

(1) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発活動

【情報提供】

	施策項目	施策の内容	所管・担当
1	各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	① 図書館だより「紙ふうせん」(年4回発行)を活用する。 対象：図書館来館者等 ② 市立図書館ホームページを活用する。 対象：一般	市立図書館
2	推薦図書等の紹介	「いいほんみつけた」等の図書リストを配布する。	
3	情報発信	「学校図書館だより」の発行を推進するとともに、各学校の図書館だよりの交流を図る。	教育指導課
4	啓発活動	各学校の保護者会等において、読書活動の推進、市立図書館・学校図書館の利用、読み聞かせについての啓発を図る。	市立図書館 教育指導課
5	啓発活動	各学校の家庭教育学級において、読書活動の推進、市立図書館・学校図書館の利用、読み聞かせについての啓発を図るとともに、読み聞かせについての実践を学ぶ。	市立図書館 生涯学習課

Ⅶ 成田市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子どもの自主的な読書活動を推進するため、成田市子どもの読書活動推進策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、成田市子どもの読書活動の推進に関する施策計画書の策定について調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 委員会に第1条の目的を円滑に遂行するため、成田市子どもの読書活動推進計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキングチームにチームリーダーを置き、教育委員会生涯学習部図書館の主幹の職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 ワーキングチームの会議は、チームリーダーが招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキングチームの庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

※ 成田市立図書館協議会委員

委員長	岩澤 衛
副委員長	金山 恒治
委員	飯島 春子
委員	小林 江莉子
委員	佐藤 光子
委員	城之内 利彦
委員	日暮 和子
委員	藤本 照晋
委員	湯浅 晃子
委員	吉田 晴美

※ 成田市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会

委員長	生涯学習部長	平山 哲男
副委員長	教育次長	葉山 幸雄
委員	生涯学習部副参事	山崎 健
委員	教育総務課長	山口 貫司
委員	教育指導課長	五十嵐 和男
委員	図書館長	越川 信彦

※ 成田市子どもの読書活動推進計画策定検討ワーキングチーム

チームリーダー	図書館主幹	市原 善衛
	教育総務課主幹	松岡 盛一郎
	学務課主幹	高山 勇
	教育指導課副主幹	静間 慎一
	生涯学習課副主幹	伊藤 久男
	図書館主査	小野 恵司
	図書館主査	井上 郁子

成田市子どもの読書活動推進計画

平成16年6月発行

発行 成田市教育委員会
〒286-8585 成田市花崎町760
電話 0476-22-1111

編集 成田市子どもの読書活動推進計画策
定検討委員会

事務局 成田市教育委員会生涯学習部図書館
電話 0476-27-4646

登録番号 成教図 04-008

